### 令和5年度 第4回埼玉県障害者施策推進協議会

日時:令和6年2月21日(水)14時00分~16時00分

場所: 埼佛会館 多目的ホール

出席委員: 佐藤委員、遅塚委員、万谷委員、下重委員、羽生田委員、田島委員、

川津委員、大井田委員、石橋委員、山中委員、東海林委員、荒井委員、

松本委員、田中委員、植村委員、栗原委員 16名

欠席委員: 岩崎委員、菊池委員、小材委員、金井委員

### < 1. 開会>

### (事務局)

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから「令和5年度第4回埼玉県障害者施策推進協議会」を開催いたします。私は、障害者福祉推進課副課長の石井と申します。本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議には、委員総数20名のうち、16名の方に御出席いただいていますので、協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立いたしておりますことを、 御報告いたします。

また、当協議会は原則として公開といたしておりまして、本日は1名の方が傍聴をしていらっしゃいます。

## < 2. 課長挨拶>

#### (事務局)

それでは、会議に移らせていただきます。開会に当たり、本来であれば、障害者福祉推進課長の茂木からあいさつを申し上げさせていただくところですが、茂木が公務のため、急きょ欠席となりました。申し訳ありません。そこで、副課長である私が代読させていただきます。

埼玉県障害者施策推進協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 委員の皆様方には、お忙しいところ御出席いただきまして感謝申し上げます。また、本県 の障害者施策の推進に当たりまして、日ごろから、格別の御理解と御支援をいただき厚く お礼を申し上げます。

第7期埼玉県障害者支援計画作成にあたり、今年度は、これまで3回の協議会及び6回のワーキングチームを開催いたしまして、委員の皆様から貴重な御意見を賜りました。多大なる御協力を賜りましたことを心から感謝を申し上げます。

皆様からの御意見を踏まえ、障害者支援計画案に対し1月5日から2月5日までの1か月間、県民コメントを実施いたしましたところ、14の団体と23人の方から226件もの貴重な御意見をいただきました。

さて、本日は、これらの御意見を参考に、必要な修正を行い、最終的に第7期障害者支援計画を作成することについてご審議いただく予定です。限られた時間ではありますが、第7期埼玉県障害者支援計画案に対して忌憚のない御意見をいただけたらと存じます。委員の皆様方には、御支援、御協力を賜るようお願い申し上げまして私からのあいさつとさせていただきます。

次に、本日出席しております事務局職員につきましては、配布資料でご確認いただければと思います。それでは、議事に入ります前に、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

# ~配布資料確認~

## (事務局)

それでは議事に入ります。本協議会規則第6条第1項により、議長を佐藤会長にお願い いたします。

## < 3. 議事>

#### (佐藤会長)

年度末のお忙しい時にお集りいただきましてありがとうございます。また、埼佛会館と不慣れな場所になっておりますが、よろしくお願いします。それでは本協議会規則第9条第2項の規定におきまして、本協議会の議事録署名委員を指名させていただきます。本日は、石橋委員と山中委員の2名の方に議事録の署名をお願いさせていただければと思います。

# ~石橋委員、山中委員了承~

## (佐藤会長)

それでは、次第の「2 議事」に入らせていただきます。はじめに、「(1) ア 第7期 埼玉県障害者支援計画案に対する県民コメント結果について」です。事務局から説明願います。

# (事務局)

議事(1)に入る前に、本日の進行につきましてお願いがございます。本日は県民コメントの結果を中心に、ご議論、ご審議をお願いしたいと考えております。時間も限られておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、第7期埼玉県障害者支援計画(案)に対する県民コメントの結果について、 資料1、資料2、資料3-1、資料3-2を使用して説明いたします。

はじめに資料1をご覧ください。こちらは、これまで本県が皆様方のご協力をいただきながら、3年間に渡って策定作業を進めてまいりました第7期計画の「最終案」になります。現行計画の150ページから174ページと24ページ分、ボリュームが増えております。

11月の第3回施策推進協議会で委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、12月に「県民コメント案」を作成し、委員の皆様にも共有させていただいいておりますが、その「県民コメント案」に対して1月5日から2月5日の1か月間、県民の皆様から頂いた御意見のうち、関係課と調整の結果、反映することが可能だったもの、加えて、その他に計画案の仕上げに向けて個別に担当課からの文言修正などの依頼などを落とし込んだものが、資料1の「最終案」になります。

今日お配りしている資料1の中で、下線を引いてある部分が、「県民コメント案」に対する意見などに基づく修正部分になります。

また、計画に反映された御意見の中で、施策の再掲を一か所増やすものがあった関係で、 施策番号124番以降の施策番号が、県民コメント時点の計画案から一つずつ繰り下がっ ております。この後、資料3の説明でも再度その点を説明します。

続きまして、この「最終案」で、初めて委員の皆様にご覧いただく部分があります。資料1の102ページをご覧ください。「第7章障害福祉サービス等の見込量」になります。11月の第3回推進協では集計作業中だったため空欄とさせていただいておりました。各市町村から提出された障害福祉サービスなどの種類毎の必要量の見込みを、さいたま市を含む全市町村のデータを集計したものとなっています。

102ページから104ページが、埼玉県全体のサービス見込量となっています。105ページから埼玉県内の10の障害保健福祉圏域別のデータとなります。国の基本指針において、新たに設定された活動指標なども反映したものになりますので、現行計画から少しボリュームが増えております。

そして、125ページが地域生活支援事業の見込み量、126ページが障害児の子ども・子育て支援等の見込み量になります。

続いて150ページをご覧ください。「第9章資料集」の「3用語解説」についてです。 これも前回、第7期計画用の更新版として皆様にお示しできていなかったものです。第7 期計画に記述を追加した部分や新規に盛り込まれた施策の用語を中心に、用語解説全体に 渡って、関係課の協力を得ながら、ブラッシュアップしたものが、今回ご覧いただくもの になります。

以上で資料1の説明は終わりますが、一点お詫びをさせていただきます。

第9章に推進協の委員名簿が載っており、遅塚委員から御自身の所属団体の記述に誤りがあるとの指摘がありましたが、本日お配りしている資料にその点が反映されておりませんでした。データファイルの方は修正済みでございます。大変失礼いたしました。

次に資料2をご覧ください。第7期計画に対する県民コメントの結果を「概要」という 形でまとめさせていただいたものです。

先週、委員の皆様にメールで事前送付させていただいたものから、ページが1ページ増えています。 2ページ目が増えた部分で、施策の大柱ごとに主要な意見を整理してまとめたものになります。また、1ページの項目3の数字も事前送付したものから数字が少し動いています。

今回、県民コメント制度に基づいて意見を募集した結果、個人で23人、団体では14団体から合計226件の意見・提案が寄せられました。意見の反映状況については、A~Eの区分に沿って対応結果を整理しております。Aは「意見を反映し、計画案を修正したもの」で、これが12件、意見全体の5%。Bは「既に施策の中に載っている、施策として実施しており対応済み」で、これが26件、全体の12%。Cは「案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの」で、これが99件、全体の44%。Dが「ご意見を反映できなかったもの」で、これが14件、全体の6%。最後に、Eが「その他」として、例えば「感想」や「質問」、あるいは「計画の特定部分や施策を指定してはいるが、計画の修正意見などではない、いわゆる要望事項」などが該当しますが、これが75件、全体の33%となっています。参考までに、同時に策定作業が進んでいた、福祉部内の他の計画の県民コメントの状況も掲載しております。地域福祉支援計画は3件、高齢者支援計画は13件、ケアラー支援計画は25件、再犯防止計画が5件となっております。2ページ目には、今回の県民コメントにおける主要な意見の概要を、施策の大柱ごとにまとめたものを掲載しております。資料2の説明については、以上です。

次に、資料3-1、3-2をご覧ください。資料3-1は、いただいた県民コメント全体の226件について、県の対応をまとめたものです。資料3-2は、その226件のうち、対応結果がAである「意見を反映し、案を修正したもの」の部分の12件を抜粋したものになります。

まず、資料 3-1 をご覧ください。見方ですが、左上から順に、通し番号、計画の中の章の番号、県民コメント案の段階での計画該当ページ、同様に県民コメント案の段階での計画の施策番号、県民の方からの意見、これは原文のままで載せています。その意見に対して県の各担当課において判断した対応区分、これは先程説明させていただいたAからEの区分になります。そして、その対応についての考え方。一番右が対応区分Aとなった意見に対する「修正案」になります。A~Eの区分の判断については、県民コメントの提出を締め切ってから、事務局で意見の内容に沿って担当課へ割り振り、担当課に判断してもらった結果になります。

そして先程、資料1の説明でもふれたとおり、計画に反映された御意見の中に、施策の再掲を一か所増やすものがあった関係で、県民コメント案における施策番号124番以降の施策番号が、資料1の「最終案」においては一つずつ繰り下がっております。従いまして、資料3-1における施策番号と資料1の施策番号を照らし合わせる場合、資料3-1の124番以降の番号については、番号に1を加えた番号が、資料1の計画「最終案」の施策番号になります。

次に資料3-2についてですが、こちらは資料3-1において、対応区分Aとして対応させていただいた12件のみを抜粋したものです。

資料の構成は3-1と全く同じで、一番右の欄に掲載されている「対応案」が、先程冒頭で説明させていただいた、資料1の計画の「最終案」に落とし込まれており、資料1のアンダーラインが引かれている修正箇所と一致します。

資料の3-1、3-2については以上で、最後に、今後の計画の策定スケジュールについて、少し触れておきたいと思います。

来月の3月6日に県議会2月定例会の常任委員会があり、この計画の最終案を委員会に報告することになっており、その提出期限も数日後に迫っております。その後、3月の前半を目途に知事の決裁を経て策定作業の終了となります。委員の皆様には、これまで策定作業に御尽力たいだき、誠にありがとうございました。非常に雑駁な説明となりましたが、県民コメントの結果に対する説明は以上になります。

#### (佐藤会長)

皆様方にご尽力いただいた計画案がこれだけのボリュームで整理され、また、県民の方からも多くのご意見をいただきました。特に皆様方には、委員として計画案の作成に取り組んでいただきました。県民コメントの結果については、先ほど事務局からご説明いただいたとおりです。事前に資料に関してお目通しいただいていると思いますが、ご意見等ございましたらお願いします。

## (松本委員)

資料2のような概要資料が本日配布されておりますが、このような資料は、県民の方にフィードバックという形で、情報提供されるのでしょうか。

## (事務局)

ホームページにおいて、県民コメントの結果として公表する予定になっております。

## (川津委員)

資料2の意見の提出者の人数及び件数についてです。個人と団体という区分けがありますが、施設の意見も含まれているのでしょうか。

あともう一つあります。資料3-1の真ん中、「対応区分A~Eの考え方」の部分について、「取り組みを実施するにあたり意見を参考させていただきます」という記述がありますが、これは、今後3年間で、そうした意見を含めて協議をするという解釈で問題ないでしょうか。それとも、ただ意見を受け取ったということで考えるべきでしょうか。

### (事務局)

まず1点目の県民コメントの団体の中に、施設等からの意見も含まれているのかという ことでございますが、結論から言うと含まれています。

次に2点目でございます。「いただいたご意見を今後の参考とさせていただきます」という表現についてです。今回の協議会で第7期計画策定の議論は区切りがつきますが、来年度以降においては、次期計画の策定等に向けてご議論いただきますので、例えば、ワーキングチームでの課題検討などでご議論いただくものになるかと思います。

### (荒井委員)

県民コメントの集計ありがとうございました。2点あります。

資料2の2ページ目、「(2)地域生活を充実し、社会参加を支援する」の中に、在職者訓練の体制整備が記載されていますが、これは「(3)就労を進める」に加えるべき項目のように思いますが、いかがでしょうか。

2点目は確認です。資料1の第7期計画案の146ページの「盲人のための国際シンボルマーク」に係る解説のところです。一応盲人のためのという記述になっていますが、ブラインドとロービジョン両方が対象になっていると日本盲人福祉委員会に確認しました。この認識と埼玉県の認識が合っているかお伺いしたいです。

### (事務局)

まず1点目の在職者訓練の体制整備が、「(3)の就労を進める」に含まれるべきではないかということについてですが、その通りでございます。本来は(3)に記載すべきものでございました。失礼いたしました。

それから2点目の「盲人のための国際シンボルマーク」でございますが、県としても、 荒井委員のご説明のとおりの解釈と考えております。

#### (遅塚委員)

念のための確認なのですが、今日の会議自体が公開ですので、資料3-1のような詳細の資料も含めて機密性はないもので、公開の資料であるという理解でよろしいでしょうか。 今日の会議資料は、後日ホームページなどで公開されるのでしょうか。

#### (事務局)

この資料3-1については、お配りしている資料の形でホームページに掲載する予定で ございます。 また、本日の資料全般につきましても、後日、第4回協議会の資料ということで、ホームページの方で公表する予定です。

## (下重委員)

障害者支援計画の読み込みがすごく大変でした。県ホームページをみると、計画案の資料が掲載されていましたが、音声で読み上げる機能があり、とてもありがたかった。

ただ、読み上げの速度が速く、ついていけないところがあったり、文章が途中とんでしまうことがありました。音声の速度をゆっくりしてもらうなどの機能はあるのでしょうか。

### (事務局)

県ホームページの音声読み上げ機能についてかと思います。その件につきましては、この場で機能の確認ができないため、後日担当課に確認したいと思います。

## (佐藤会長)

音声を止めたりすることが困難な方もおられますので、当事者の方たちが聞きやすいような工夫ができるように、担当課に確認いただきますようにお願いします。その他意見はございますでしょうか。

続きまして、「(1) イ 埼玉県障害者施策推進協議会の今後の進め方について」です。 事務局から説明願います。

#### (事務局)

それでは議題(1) イにつきまして説明させていただきます。恐れ入りますが、資料4 「埼玉県障害者施策推進施策の今後の進め方について」をご覧ください。

来年度以降も今年度までと同様に、効率的に会議を進めることができるよう、基本的な考え方を委員の皆様方と共有させていただくための説明となります。基本的には、これまで第7期計画を策定してきた流れと同様のスケジュールで考えております。さらに、各委員の皆様に協議会の中で議論を深めていただき、施策に関する課題の認識を共有できるよう、限られた時間の中でより良い議論が可能になるようしていきたいと考えております。

そこで「1 障害者施策推進協議会」でございますが、来年度の会議の回数は3回を予定しております。年間のスケジュールにつきましては、現時点の大まかな日程でございますが、6月、10月、2月の3回を予定しております。

まず年度当初に、改めて委員の皆様に今後ご検討いただく課題等についてご協議いただきたいと考えております。また、障害者施策推進運営協議会の作業部会であるワーキングチームの進め方について、必要に応じて協議会の中でご検討いただきまして、決定する方向で進めさせていただきたいと考えております。

次にワーキングチームについてです。ワーキングチームにつきましても協議会と同様に3回を予定しております。協議会の時期に合わせまして、7月、11月、1月の開催を予定しております。ワーキングチームの検討内容や議題等につきましては、協議会で選定した課題について検討を進めていただきたいと考えております。

なお、資料の一番下に記載してありますが、ワーキングチームの編成について説明します。今年度につきましては、計画策定年度ということもございまして、新たにご就任いただいた皆様には、前任者の所属していたワーキングチームにご参加をいただくということ

でお願いしておりました。来年度につきましては、来年度当初に改めて委員の皆様のご希望を伺った上で、新たなワーキングチームの編成で進めさせていただければと考えております。

第7期障害者支援計画について本日最終的なご協議をいただいおりますが、委員の皆様 方のご協力をもって、この後も議論が継続していくものと考えております。また、次期第 8期計画の策定もにらみ、来年度以降進めていきたいと考えております。皆様におかれま しては、引き続きご指導、ご協力をお願いいたします。

### (佐藤会長)

ただいま事務局から説明のあった項目について、ご意見ありますでしょうか。

#### (荒井委員)

今後の進め方について、ご提案があります。今回の県民コメントを拝見していて感じたことなのですが、現状認識について、埼玉県の認識と障害当事者や支援者が認識しているものとの間に乖離がかなりあるのではないかと感じました。次の計画策定に向けて、今後進めていくことになろうかとは思いますが、まずは現状把握をして、こういう現状があり、新しい国の法律や法改正などの情報があり、埼玉県としては次の計画はこういう趣旨でやるということが、県民の方々に伝わるような、そういうやり方にした方がいいと考えます。そのために一番大事なのは、やはり現状把握と認識の乖離をできるだけ少なくすることであるので、そうしていただけたら大変ありがたいです。

#### (事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。今後の進め方については、委員の皆様方の意見を 踏まえまして検討していきたいと思います。

# (佐藤会長)

今年6月の協議会の場で、第7期計画の内容を踏まえるとともに、荒井委員お話しの認識の乖離について確認できるように、資料3-1で示されている内容を反映させるという意味で、事務局として整理をしていただければと思います。整理されたものを踏まえながら、今後の協議を進めていく方針で協議会として進めていければと思います。

#### (遅塚委員)

資料4の「内容」についてです。それぞれのところに「障害者施策推進協議会の検討課題について」と記載がありますが、検討課題について検討するわけではなく、その下に記載されている括弧書きやワーキングチームについての議論が検討課題であるということを説明したいと理解しました。一応確認ですが、括弧書きで記載されている内容が、議論をする内容ということでよろしいでしょうか。

次に、全体の流れはよくわからないのですが、毎年1回は計画の進捗状況について協議会へ報告する流れになっており、その報告を受けて10月と2月に協議会が開催されると思います。ワーキングはその間に、例えば11月と1月に2回が協議会の間に開催されるとすると、10月の協議会でワーキングの議題が整理され、11月と1月の2回のワーキングでその内容について審議をして、その結果が2月の協議会で、報告されて検討される流れかなと思いますが、その辺について議題が事務局として決められない部分もあると思

いますが、どういう議題を想定されているのかについて、口頭でよいので教えていただけると理解が深まると思います。

最後に1点だけ質問です。この資料4は令和6年度のスケジュールを記載いただいていると思います。私は今期から委員になったので、この計画の改定作業についての全体の流れが理解しきれていませんが、第7期計画の期間が令和6、7、8年の3年間になるので、8年度はもう実際の改定作業に入ると思います。今年度においても、前任の委員の方で論点は提出されていって、その中でご議論いただきたいという大きな枠があったと思いますが、資料4のとおり令和6年度が進行し、令和7年度に現行計画の課題出しの作業をして、令和8年度もう具体的な改定作業を進めていくというスケジュール感でよろしいのかどうかということをお伺いしたいです。

#### (事務局)

まず1点目の計画の進捗状況ですが、6月の第1回協議会におきまして、第6期計画の 進捗状況ということで、令和5年度における実施状況を報告して内容をチェックしていた だくことを予定しております。それから年間の流れについてですが、遅塚委員お話のとお り、6月の協議会を受けて、7月のワーキングを開催し、その後の11月と1月のワーキ ングでは、基本的に計画の施策の大柱ごとに各ワーキングチームに分けて、ご議論をいた だき、ご検討いただく予定です。その結果を最終的に2月の推進協の方にご報告をいただ くものでございます。

ワーキングチームでご議論いただく内容については、計画の施策の大柱を三つに分けて、 それぞれA、B、Cのチームにて課題の洗い出しをしていただき、それに対して、どう進 めていくかというのをご議論いただきます。最終的には、再来年度の令和7年度に、重点 課題ということで、各ワーキングチームにまとめいただきまして、それを計画の最終年度 の令和8年度に、今年度皆様方にお願いしたような流れと同様に、最終的に次期計画に反 映させていくという流れになるかと思います。

#### (遅塚委員)

すみません。理解が追い付かなかったのですが、今の事務局の説明によると、来年度の6月の協議会で進捗状況の報告を受けて検討する課題について話し合い、それを7月のワーキングチームで話し合う課題としてワーキングチームに与えられることと理解しました。その後、10月の協議会が開催され、11月、1月と課題の洗い出しをするという流れが理解できなかったのですが、どうでしょうか。

#### (事務局)

伝わりにくい説明で申し訳ありません。これまでどのように運営されていたのかについて説明させていただくのが分かりやすいと思うので、令和3、4年度における運営の流れを基に説明させていただきます。

まず、6月の第1回目の協議会においては、どのような課題に取り組むべきかといった 具体的な議論はあまり行わず、年間の進め方やワーキングチームの編成などを中心に協議 することになります。それを受けて、7月の第1回のワーキングチームで各チームに分か れ、それぞれのワーキングチームの進め方や、どのような課題について議論をするのかを 協議して決めていただいた上で、10月の第2回推進協議会で一度協議会に報告していた だき、全体でさらに協議を行います。 その内容に沿って、11月と1月の2回目と3回目のワーキングチームにおいて更に議論を深めつつ課題の抽出作業をしていくことになります。その結果としてまとめ上げられた課題について、2月の第3回推進協議会で各チームリーダーの方から報告をしていただくことになります。2年目も基本的に同じサイクルで協議を継続することになります。

第8期計画の策定期間でいうと、令和8年度の策定作業に向け、令和6、7年度の2年間で2回のサイクルを繰り返して、最終的に次期計画に反映させるベースになる重点課題を決めていくことになります。

### (遅塚委員)

ありがとうございました。

### (佐藤会長)

確認ですが、来年の5月までの任期の委員もいる一方で、それ以降も任期が続く委員もいるかと思います。

## (事務局)

皆様の任期につきましては、令和7年5月27日まででございますので、来年度につきましては、委員の皆様が改選されることはございません。

## (佐藤会長)

ただ、第8期計画の策定期間の途中で委員改選があると思います。そこまでの期間における課題検討の立ち上げのところに、現委員の皆様の役割があるものと思います。

令和6年6月の協議会では、第6期計画が終了した時点の進捗状況の報告があり、それを踏まえて第7期計画がスタートすることになると思います。

第7期計画では127ページ以降に本協議会の提言がまとめられていますが、今後のワーキングの編成や課題整理については、この部分をどのようにまとめていくのかが目標にもなるかと思います。協議会の中で協議されてきたことを基本としながらも、先ほど委員の皆様からもお話のあったとおり、県民コメントについても、施策として進める部分と、県と障害当事者との間にある現状認識の乖離の部分を、どのように計画に反映させていくのかも重要です。その点も委員の皆様に御指摘をいただいてるところですから、6月の協議会において、事務局でそうしたものを整理していただいた上で、協議ができるように準備をいただくということが必要になるかと思います。よろしくお願いします。

#### (川津委員)

私としては、重点課題についてワーキングチームで意見交換する時間が非常に大切だと思います。事務局から説明が1時間を超えてしまうこともあるのですが、そうすると委員の意見交換の時間がちょっと少なくなってしまいます。ワーキングチームの中で時間をかけて議論していきたいと思いますので、そのあたりも今後考えていただけると非常に助かります。1年間の目標について、それを達成できなかったものもあると思います。その目標に達しなかったものに対して、どのようにしていくのかというのも、十分な議論が必要ではないかと感じています。

## (事務局)

大変貴重なご意見ありがとうございます。事務局としても、委員の皆様の議論にできるだけ多く時間をとることができるように工夫して参りたいと思います。

### (佐藤会長)

それでは、事務局として6月の協議会に向けて準備をしていただき、前期計画の進捗と 県民コメントについて整理をしていただきながら、なるべくワーキングの中で議論できる ような形を大切にしていく方針で、次年度の運営を考えていくことにしていただければと 思います。

ワーキングチームの編成にあたっては、参加希望が偏ってしまうこともありうるため、 その際はご協力いただければと思います。

# (下重委員)

わからないことがあるのですが、第7期計画の議論はこれで終了になるのでしょうか。 まだ言い足りないことがあるのですが、どうなのでしょうか。

## (佐藤会長)

第7期計画については、前回の協議会で委員の皆様の合意があった内容で県民コメントを実施し、その意見が出たところです。県民コメントを受けての計画案ということで、今確認させていただいたところですので、もしその内容について異なるところを協議したいのであれば、次期計画の策定に向けた議論の中で協議していく流れになるかと思います。

これから第7期計画に落とし込むことは現実的でない場合もありますので、ご理解いただければと思います。次期計画に向けてのご意見としてお話したい点があるのであれば、お話いただければと思いますが、いかがでしょうか。

### (下重委員)

国連障害者権利委員会の総括所見に関連していますが、用語解説の163ページに障害の医学モデルという言葉は入っているのですが、社会モデルという言葉は入っていないです。また医療福祉の領域の問題と捉えるという表現はいらないのではないかと思います。

151ページにおいて、インクルーシブ教育システムの用語解説がありますが、これは 多様な学びの場があるという意味であり、総括所見でいうところのインクルーシブ教育と は異なります。インクルーシブ教育についての用語解説がありません。

160ページの重度訪問介護についてですが、制度の利用対象は自宅だけでなく、入院していても使用できると聞いております。

用語解説について気になった点は以上になりますが、根本としてはやはり総括所見の視点が取り入れられていないところからこのような意見につながっています。来年度以降の課題として検討していければ良いと思います。また、ワーキングチームにおいて国連のインクルーシブ教育の図などについてお話させていただきましたが、次期計画で検討いただければと思います。

## (事務局)

まず障害の社会モデルについてですが、確かに医学モデルと対比される言葉ですけれど も、結論から言うと、今回の計画にその言葉が出てきていないので、用語解説に入ってな いということになります。 次にインクルーシブ教育に関するのご意見につきましては、来年度以降、協議会やワーキングチームで、議論を深めていただければと思います。

### (佐藤会長)

インクルーシブ教育については、これまでも協議会で議論されてきました。次年度以降 の協議会でも議論できるよう、協議をする体制を整えていただければと思います。

## (東海林委員)

先程、令和3年度から令和4年度の運営に関する説明がありましたが、6月に年間スケジュールを話合い、7月のワーキングチームで今後検討する課題について議論をするという話がありました。この進め方について、令和6年度と令和7年度にワーキングチームで検討する課題は、前年度の計画の進捗状況を見ながら、数値目標がはっきりしたもので、何らかの評価基準に達していないような施策に対して、その課題を見て議論して欲しいという位置付けでよろしいでしょうか。

## (佐藤会長)

現在、第6期計画が進行中で、第7期計画がもうすぐスタートしますので、第6期計画 で出た結果を踏まえながら、十分ではないということであれば、第8期計画の協議に加え ていかなければならないと思います。そういう見通しを立てて進めていくということで、 事務局としてよろしいでしょうか。

#### (事務局)

東海林委員のおっしゃるとおり、施策の進捗をモニタリングする過程で、その進捗状況、 達成状況を見ながら、ここはあまり進んでいないとか、取り組みが不足しているなどと各 委員が感じた部分について検討課題とすることも視点の一つとしてあると思います。

またそれに限らず、委員の皆様が普段、障害福祉行政全般において、ここが足りないと 考えている部分について課題提起するという視点などもあると思います。

毎年度当初に、モニタリングに必要となる前年度の施策の進捗状況を資料にまとめて事 務局から報告させていただきますので、課題の抽出にご活用いただければと思います。

## (東海林委員)

私が言いたかったのは、PDCAのサイクルをまわす必要があるということです。前期の第6期計画も終了することですから、その結果を整理しながら、第7期計画を途中で変更するのか、第8期計画に向けて議論するのか、そういうサイクルが必要だと考えます。 先ほど福祉行政全体に関して改善事項があればとのことでしたが、それぞれ聞いていただくことも大事なのですが、余りにも漠然としたもので、また計画をつくり直すとか修正するというよりも、むしろ第7期計画や第6期計画の評価をもとに議論し、第8期計画にはっきりつなげるという議論にした方が良いと思います。

## (佐藤会長)

確認になりますが、第7期計画の重点施策として必要なものは、各ワーキングから提言という形ですでに示されています。第6期計画の実施結果を踏まえてやはり大事であろうという部分は第7期計画で進めていくものであり、そこで十分ではない部分については、

第8期に向けた新たな課題や見落とされてる課題になることから、今お話しいただいたものを含め、いろいろな意見があると思いますので、そうしたものを整理し、これまでの意見等も踏まえて6月の協議会にて協議するものと思います。また、先程話のあった県民コメントについても整理し、第8期に向けて検討していく必要性があり、また先ほどの社会モデルについても第7期計画には掲載されていない現状ですので、掲載する必要があるかどうかの議論もしていく必要があります。そのようなところを6月の協議会で確認し、ワーキングチームでも基本は第7期計画の内容を踏襲しながらも、新たに再編をする必要があるものかどうかを整理していく必要があると思います。これまでの協議会の中でも、障害福祉の施策としてこんなことが必要になるといった提案は委員の皆様から頂いておりますので、その進め方について事務局にて整理いただければと思います。その進め方については、6月の協議会前に委員の皆様に共有いただき、進めていただければと思います。事務局いかがでしょうか。

## (事務局)

承知しました。

#### (佐藤会長)

計画の策定については、計画の進捗状況を管理しつつ次期計画の検討をしていくものなので大変なことだと思いますが、委員の皆様がおっしゃっているようにワーキングチームの役割が非常に大事になっていくものと思います。その進め方について、6月の協議会を円滑に進められるように検討していただき、本日の協議会でも進め方について委員から意見が出ましたので、6月の協議会までに進め方の確認の時間を取っていただいた方が良いかと思います。

その他、修正等ありますでしょうか。無ければ次の議事に進行する前に、少し換気の時間をつくらせていただきます。5分程度休憩を入れて換気をしたいと思います。

## ~休憩~

### (佐藤会長)

それでは時間になりましたので再開させていただきます。議事の(2)に入る前に、事務局から説明がありますので、よろしくお願いします。

### (事務局)

前半における事務局の説明で一部補足させていただきます。荒井委員からご質問のありました資料1の146ページ、「障害者に関するマーク」のうち「盲人のための国際シンボルマーク」のところで、県として盲人、視覚障害者の範囲として、どの範囲まで含めているかというところでございますが、定義といたしましては、目の見えない方はもちろんですけれども、ロービジョンの方を含めてこの計画における支援の対象として位置付けております。

#### (佐藤会長)

それでは、「(2) 彩の国いろどりライブラリーについて」です。これまで本協議会やワーキングチームにおいて具体化に向けて議論してきた事業です。4月から民間事業者の合

理的配慮の提供が義務化されるということで、障害者への理解を促進するための事業として準備されてきたものです。事務局から説明願います。

## (事務局)

それでは、お手元に資料5-1、5-2をご用意ください。

まず、資料 5-1 について説明します。資料 5-1 は、彩の国いろどりライブラリーのホームページ案になります。 1 1月の第 3 回協議会以降、ライブラリーの運営に連携・協力いただいている埼玉県社会福祉協議会、彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員ネットワーク、DE T埼玉の関係団体と随時意見交換をしながら作成してきたものが、このホームページ案になります。上から、ライブラリーの目的や理念、活用方法の案内、県内で活躍する障害当事者講師の紹介、登録講師に講座等を依頼する場合の申込方法、ライブラリーの運用に御協力いただく機関・団体の紹介、共生社会づくりに関する情報などを掲載することになります。

この中で、2ページの「県内で活躍する障害者当事者講師のご紹介」の部分で、登録講師リストへのリンクとなる箇所がありますが、そのリンクをクリックして表示されるものが、資料5-2になります。

1ページ目が登録講師リストになります。ワーキングチームにおいて、リストは検索しやすいものに、との御意見がありましたので、この一覧表でフィルター検索も行えるようにしてあります。そして、講師の氏名にリンク設定し、氏名をクリックすると、2ページ目の講師プロフィールシートに飛ぶようなファイルの作りにしてあります。

そして、今回は資料とするのを割愛しましたが、特定の講師の方をモデルしたプロフィールシートの作成例、講座等の実施の申込書や実施後の報告書の様式などについても作成済みです。

資料の説明については以上ですが、推進協でこのライブラリーの発案がされてから、も う 5 年近くになります。様々な紆余曲折がありました。ですので、新年度のスタートと共 に、この案でスタートを切らせていただきたいと思います。既に説明させていただいているとおり、県内で既に障害当事者講師として活動し、実績を積まれている方の御協力をいただいて、いわゆるスモールスタートで船出する形になります。

スタート後に、運用と並行しながら継続的な検討が必要とされている、どういった方を 新たに講師として追加登録していくのか、その中で講師の質をどう確保していくのか、そ れ以外にも新たに運用上の問題が明らかになるかもしれません。やってみなければ分から ない部分もあります。そうした課題について、引き続き協議会の場で、委員の皆様のお力 も借りつつ、検討を続けてまいりたいと思っております。

資料5-1, 5-2については以上です。

### (佐藤会長)

委員の皆様からご意見はありますでしょうか。前任の委員の方々から、この事業を提案していただき、それを具体的に一つの形にしたものになります。この協議会の役割である計画の策定に当たっての議論から、一つの具体的な事業が形になりました。障害者への理解や合理的配慮の提供を促進するという目的で県も現在準備しており、埼玉県社会福祉協議会、彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員ネットワーク、DET埼玉などの関係各所の協力をいただいているとともに、この協議会も大きな力になっています。今後とも、進め方のところでご意見をいただきながら、実施できればと期待しています。

ホームページが公開されるのは4月1日以降になるのでしょうか。

## (事務局)

それを目途に進めています。

#### (佐藤会長)

資料は事前に各委員に送付されているかとは思いますが、この場で詳細を読み込むことにも限界があるかと思いますので、後日、委員の皆様からの意見を事務局にいただけたらと思います。意見の締め切りは、いつ頃まで可能でしょうか。私も細かい点でいくつか考えていることがあるので、改めて連絡したいと思います。

#### (遅塚委員)

これまでの経緯が分からないのですが、ホームページを見る限り、県が直接実施する事業になるのでしょうか。このような事業を県が直接実施することは、ほとんどないような気がしますが、外部団体に事業委託をするなどの検討はされているのでしょうか。

#### (事務局)

以前、事業委託による運営を検討していたことはあるようです。現行の第6期計画の策定の過程で、県社会福祉協議会に委託して運用することができないか検討されたことがあったと聞いています。現在その案で進められていないところをみると、状況的に難しかったのではないかと思います。それ以降は、ホームページの管理などは、県の障害者福祉推進課で実施させていただくという方向で進んでまいりました。

## (佐藤会長)

現在の状況で言うと、担当課を主軸として、本協議会、埼玉県社会福祉協議会、彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員ネットワーク、DET埼玉の4つの団体が協力して、プラットフォームを構築して機能させるように進めています。また、運営していく中でいろいろな課題が出てくると思われることから、それをワーキングチームで進捗状況を含めて協議していくのか、事務局で整理していただければと思います。

#### (事務局)

ご意見の提出期限についてですが、可能であれば今月中、遅くても3月上旬までにいた だければと思います。

# (佐藤会長)

3月は県もいろいろと忙しいでしょうから、2月末を一つの目安とさせていただきたい と思います。

## (石橋委員)

資料5-1の「同じ講師に2回目以降の依頼をする場合について」の部分について、同じ講師に依頼する場合は県を通す必要はないとのことですが、最後の実施報告書を提出するのは依頼者でしょうか。

#### (事務局)

依頼者から実施報告書を提出いただくことになります。

## (石橋委員)

同じ講師に2回目以降実施した場合は、県で実績が把握できなくなると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

### (事務局)

協力いただく関係団体と調整した結果として、そのようにさせていただきました。趣旨としましては、一度依頼して講座等を実施した場合、登録講師との繋がりができたことになりますので、その方にもう一度お願いしたいとなった場合、県を経由する必要はなく、直接依頼してやりとりする方が適当なのではないかという話になりました。

## (石橋委員)

県は実績を把握しなくてもよいということでしょうか。

#### (事務局)

検討させていただきたいと思いますが、この事業は県社会福祉協議会などの関係団体と 連携しながら県内の各地域における福祉教育や共生社会づくりの取組を促進していくもの であるため、県全域に渡って県がすべてをコントロールする前提での実施は考えてはおり ませんでした。

## (佐藤会長)

今の事務局の説明については、協議会やワーキングチームで話し合った結果ではないので、委員のご意見を踏まえながら、どのように運用するか検討いただければと思います。まだ詳細を詰め切れていない部分もあると思いますが、事業を実施するに当たって気を付けないといけない部分でもあるので、もう少し事務局で整理していただければと思います。また、この事業は本協議会で発案された事業であるため、次年度以降もワーキングチームで協議する必要があると思います。そのため、現時点であまりはっきりしていない情報は安易にホームページで公開しない方がよいので、慎重に実施していただければと思います。

### (事務局)

検討させていただきたいと思います。石橋委員、1点確認させてください。

県で実績を把握するために、同じ講師に2回目以降の依頼をする場合に実施報告書の提出は不要とする取扱いを見直した方がいいのでは、というご意見と理解してよろしいでしょうか。

## (石橋委員)

見直して欲しいとは考えていません。県として、事業がどのくらい活用されたのか、どのくらい評価を受けているのか把握したほうがよいと思い、お話ししました。

## (事務局)

承知しました。

## (佐藤会長)

皆様の目を通さないと見落とされる事項もあるかもしれませんので、先ほど申しました通り、2月末までにご意見をいただければと思います。委員の皆様の意見を踏まえて、再度、関係団体と調整いただければと思います。

また、協議会も関わっている事業ですので、ホームページの公開までに修正したものを 各委員の皆様にお示しいただければと思います。

### (東海林委員)

事業の実施に当たっての注意です。謝金としてお支払いする際に源泉徴収が必要ですので、注意事項として伝えたほうが良いと思います。

# (佐藤会長)

それでは、議事の内容はすべて終了しました。皆様方からご意見ありがとうございました。それでは司会進行を事務局にお戻しします。

# < 5. 閉会>

#### (事務局)

本日も熱心に御議論いただきありがとうございました。

さて、委員の皆様方には、令和3年5月28日からこの3年間、第7期障害者支援計画の策定に向け、これまでに10回の協議会と延べ24回のワーキングチームで御議論いただきました。この間における佐藤会長をはじめ委員の皆様方の大変な御尽力に対しまして、心より厚く御礼申し上げます。

本日、第7期障害者支援計画案をおまとめいただいたところですが、協議会の御意見を ふまえながら、次期計画もよりよいものとしていくとともに、それぞれの施策を着実に実 施していくよう努めてまいりたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。以上をもちまして、令和5年度第4回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。委員の皆様、大変ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

令和6年2月21日

議 長 佐藤 陽

議事録署名委員 石橋 優輝

議事録署名委員 山中 みどり